

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	中国財務局長	
【提出日】	平成30年10月17日	
【会社名】	アヲハタ株式会社	
【英訳名】	AOHATA Corporation	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 野澤 栄一	
【本店の所在の場所】	広島県竹原市忠海中町一丁目1番25号	
【電話番号】	(0846)26-0111	
【事務連絡者氏名】	常務取締役経営本部長 矢萩 直秀	
【最寄りの連絡場所】	広島県竹原市忠海中町一丁目1番25号	
【電話番号】	(0846)26-0111	
【事務連絡者氏名】	常務取締役経営本部長 矢萩 直秀	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	541,400,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)	

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	200,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1 平成30年10月17日開催の取締役会決議によります。

2 振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町2丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	200,000株	541,400,000	270,700,000
一般募集	-	-	-
計（総発行株式）	200,000株	541,400,000	270,700,000

(注) 1 本募集は、株式会社中島董商店（以下「中島董商店」といいます。）を割当先として行う第三者割当の方法によります。

2 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額は、270,700,000円であります。

(2)【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
2,707	1,353.5	100株	平成30年11月16日（金）	-	平成30年11月16日（金）

(注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。

3 本有価証券届出書の効力発生後、割当予定先との間で「総数引受契約」を締結しない場合には本第三者割当は行われなことになることとなります。

4 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に「総数引受契約」を締結し、払込期日までに後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとしします。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
アラハタ株式会社 本社	広島県竹原市忠海中町一丁目1番25号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
三井住友銀行 広島支店	広島県広島市中区紙屋町一丁目3番2号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
541,400,000	15,300,000	526,100,000

(注) 1 発行諸費用の概算額には消費税等は含まれておりません。

2 発行諸費用に含まれる主なものは、弁護士費用、フィナンシャルアドバイザー費用、登記費用等でありま
す。

(2)【手取金の使途】

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
「アラハタ」ブランドに係る商標権取得費用の一部	526,100,000	平成30年12月

(注) 1 上記差引手取概算額については、「アラハタ」ブランドに係る商標権取得のための資金に充当する予定であ
ります。下記「第3 第三者割当の場合の特記事項」の「1 [割当予定先の状況]」の「c 割当予定先の
選定理由」に記載のとおり、「アラハタ」ブランドに係る商標権は、中島董商店が保有し、中島董商店から
キューピー株式会社（以下「キューピー」といいます。）に使用許諾され、当社はキューピーから再使用許
諾されておりましたが、今回、当社がブランドの企画・管理を単独で判断し実行できる当社主導の事業体制
を構築するために「アラハタ」ブランドに係る商標権を取得することとなりました。取得額は2,100百万円
であり、不足分は金融機関からの借入により調達する予定であります。なお、商標権の移転日及び代金支払
日は、平成30年12月3日（予定）であります。

2 調達資金を実際に支出するまでは、当社の銀行口座にて適切に管理いたします。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要

名称	株式会社中島董商店
本店の所在地	東京都渋谷区渋谷一丁目4番13号
代表者の役職及び氏名	代表取締役 中島 美奈子
資本金	50百万円（平成29年11月30日現在）
事業の内容	各種加工食品の販売
主たる出資者及びその出資比率	中島 美奈子 77.99% キューピー株式会社 10.13%

b 提出者と割当予定先との間の関係（平成30年10月17日現在）

出資関係	中島董商店は、当社普通株式714,262株（発行済株式総数の8.83%）を保有しており、当社は、中島董商店普通株式30,000株（発行済株式総数の1.26%）を保有しております。また、中島董商店は、当社の親会社であるキューピーの普通株式18,571,113株（発行済株式総数の12.38%）を保有しており、キューピーは中島董商店普通株式241,000株（発行済株式総数の10.13%）を保有しております。
人事関係	中島董商店の取締役2名が、当社の代表取締役及び当社の監査役を兼務しております。また、中島董商店の取締役2名が、当社の親会社であるキューピーの代表取締役及び取締役を兼務しております。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	当社と中島董商店の取引関係はありません。 なお、当社の親会社であるキューピーは、中島董商店との間で原料・商品の仕入、製商品の販売、ブランド使用料の支払等の取引関係があります。

c 割当予定先の選定理由

「アラハタ」ブランドに係る商標は、これまで、当社創業時の株主であり現在も当社株式の保有数第二位の株主である中島董商店が商標権を保有した上でブランドの企画・管理をしておりました。中島董商店と当社の親会社であるキューピーとの間の当該商標の使用許諾契約に基づき、中島董商店からキューピーに商標の使用が許諾され、キューピーと当社との間の当該商標の使用許諾契約に基づき、キューピーから当社に商標の使用が再許諾されておりました。

「アラハタ」ブランドに係る商標を使用した商品を含む、キューピーグループのジャム・ホイップ・スプレッド等のパン周りカテゴリーの商品は、平成26年11月30日までは、キューピーが当社に製造を委託し、当社から商品を直接買い受けて第三者へ販売しておりました。そのような中、キューピーと当社は、当社において生産・販売が一体となった事業体制を構築し、当社における意思決定の迅速化や独自の販売体制の推進及び多様化する顧客ニーズや嗜好の変化を踏まえた迅速な商品開発を可能にすることを目的として、当該商品の販売事業を、平成26年12月1日に会社分割によってキューピーから当社へ移管いたしました。

このような状況の中で、中島董商店、キューピー及び当社は、平成30年1月頃より、3社の連携を深め、事業シナジーを創出し、企業価値のより一層の向上を図るために協議を進めてまいりました。

その結果、当社が掲げる「フルーツのアラハタ」を実現するため、「アラハタ」ブランドに係る商標権を当社が保有することにより、上記の生産・販売を一体とした事業体制に加え、さらに、「アラハタ」ブランドに係る商標の企画・管理についても当社が単独で判断し実行できる当社主導の事業体制を構築することが、意思決定の迅速化ひいては多様化する顧客ニーズや嗜好の変化に対応する市場競争力の向上につながると判断いたしました。ブランド取得後は、「フルーツのアラハタ」実現のため、ジャム類に限らず新たな領域でも「アラハタ」ブランドを展開し、中長期的な収益力の向上を目指してまいります。

以上の理由から、本日、当社は、中島董商店より「アラハタ」ブランドに係る商標権を取得する旨の商標権譲渡契約を締結いたしました。なお、平成30年12月3日（予定）の商標権取得の実行と同時に、商標権取得の対象となる「アラハタ」ブランドに係る中島董商店・キューピー間の商標の使用許諾契約及びキューピー・当社間の商標の再使用許諾契約はいずれも合意解約される予定です。

当該「アラハタ」ブランドに係る商標権取得価額は2,100百万円（消費税別）であり、当該価額については、公平性・妥当性を確保するため、独立した第三者算定機関である株式会社大和総研（東京都江東区冬木15番6号 代表取締役社長 草木頼幸）に商標権の価値の算定を依頼し、算定書を取得しております。株式会社大和総研は、同算定書において、商標権などの知的財産権の評価において採用されることが多いロイヤルティ免除法を用いて商標

権の価値を算定しております。当社が商標権を所有することにより将来にわたりロイヤルティ費用の節約が生じる
ところ、当社事業計画に基づき算出したロイヤルティ費用の節約額を、現在価値に割り引くことで、当該商標権の
価値を1,987百万円～2,198百万円と評価しております。なお、商標権取得価額は、評価額の範囲内で中島董商店と
の協議により決定いたしました。

資金調達の方法としては、将来の成長投資に伴う資金負担に備えて、資金調達の選択肢を多様化できる財務基盤
を確保すべく一定の自己資本比率を維持するため、金融機関からの借り入れにより全ての資金を調達するのではな
く、資金の一部である541,400,000円は新規株式発行により調達することとしました。新規株式発行による資金調
達のうち、公募増資については、調達資金の規模に鑑みると、引受手数料等のコストや出資者を広く募る必要があ
るといふ負担が大きく適当ではないと判断いたしました。また、株主割当増資については必要額の資金調達が実現
できるかどうか不透明であることから適当ではないと判断いたしました。このような検討の結果、資金調達にかかる
時間やコストの面で公募増資や株主割当増資よりも有利であり、早期かつ確実に資金調達を行うことのできる第
三者割当が、その他の資金調達の手法よりも望ましいと判断いたしました。

第三者割当を実施した場合には既存株主の持株割合の希薄化が生じることから、第三者割当の規模及び割当先の
選定については慎重に検討を行ってまいりました。

規模については、本第三者割当により増加する株式数は200,000株（議決権数2,000個）であり、発行済株式総数
8,092,000株の2.47%（小数点以下第三位四捨五入。以下、発行済株式総数に対する割合の計算において同じで
す。）（平成30年5月31日現在の議決権総数80,671個（以下「議決権総数」の記載において同じです。））に対する
割合は2.48%（小数点以下第三位四捨五入。以下、議決権総数に対する割合の計算において同じです。））であ
り、これにより一定の希薄化が生じることとなります。しかしながら、希薄化の割合は、株式会社東京証券取引所
の定める上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認が必要となる基準である議決権
比率25%の1割未満の比率であり、本第三者割当により、今後の成長基盤の確立と企業価値の向上に資するものと
して、発行数量及び希薄化の規模において、合理性があるものと考えております。

割当先については、本第三者割当における1株あたり発行価額等の条件について合意いただけると見込まれたこ
と、当社創業時の株主で現在も当社株式の保有数第二位の株主であり、当社のおかれている現状と課題を従来より
十分にご理解いただいていること、本第三者割当後の同社による当社株式の保有割合は発行済株式総数の11.03%
であり、割当後も当社の経営の独立性は確保されることから、中島董商店を選定いたしました。1株あたり発行価
額については、ディスカウントは行わず、当社普通株式における決議日直前終値の市場価格と同額とすることで合
意しております。

d 割り当てようとする株式の数

割当予定先	種類	割当予定株数
株式会社中島董商店	当社普通株式	200,000株

e 株券等の保有方針

本第三者割当により発行する割当新株式について、割当予定先である中島董商店からは当社株式を中長期的に保
有する意向である旨を口頭で確認しております。また、中島董商店に対して、本第三者割当の払込期日から2年間
において、本第三者割当により発行される当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏
名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を直ちに当社に書面にて報告すること、
及び当社が当該報告内容等を株式会社東京証券取引所に報告すること並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されるこ
とに合意することにつき、内諾を得ております。

f 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先である中島董商店の払込に要する財産の存在について、直近の決算書及びヒアリング等によ
り、現預金の残高、純資産、総資産等を確認した結果、同社は本第三者割当の払込みに要する十分な資金を保有し
ているものと判断しております。

g 割当予定先の実態

割当予定先である中島董商店は当社創業時の株主であり、現在も当社株式の保有数第二位の株主であります。さ
らに、同社は、前記「1 [割当予定先の状況]」の「c 割当予定先の選定理由」で述べたとおり、これまで「ア
ラハタ」ブランドに係る商標権を保有した上でブランドの企画・管理をし、キューピーを介して当社に当該商標権
の使用許諾を行ってきた会社であります。本第三者割当にあたり、当社の役員が中島董商店と直接、面談・ヒア
リングを実施し、また、インターネット検索サイトを利用し、中島董商店、中島董商店役員、中島董商店の関連先商
号・代表者氏名及び所在地についてキーワード検索を複合的に行う事により、反社会的勢力との関係の有無につ
いて調査いたしました。その結果、反社会的勢力とのかかわりを疑わせるものが全く検索されませんでした。以上か
ら、当社としては現時点において、割当予定先中島董商店、その出資先及び役員については、暴力若しくは威力を
用い、または詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体と一

切関係がないと判断し、株式会社東京証券取引所に「割当を受ける者と反社会的勢力との関係がないことを示す確認書(第三者割当)」を提出しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価額の算定根拠と合理性に関する考え方

発行価額につきましては、本第三者割当に係る取締役会決議日(以下、「本取締役会決議日」)の直前営業日である平成30年10月16日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値である2,707円といたしました。

なお、当該発行価額は、本取締役会決議日の直前営業日までの1ヶ月間(平成30年9月18日から平成30年10月16日まで)の当社普通株式の終値の単純平均値である2,690円(円未満四捨五入。以下、当社普通株式の終値の単純平均値の計算において同じです。)に対しては、0.63%のプレミアム(小数点以下第三位四捨五入。以下、プレミアムの計算において同じです。)、同直前3ヶ月間(平成30年7月17日から平成30年10月16日まで)の当社普通株式の終値の単純平均値である2,621円に対しては、3.28%のプレミアム、同直前6ヶ月間(平成30年4月17日から平成30年10月16日まで)の終値の単純平均値である2,578円に対しては、5.00%のプレミアムとなります。

本取締役会決議日の直前営業日終値を基準としたのは、直近の市場価格が当社株式の価値を最も適正に反映していると判断したためであり、割当予定先と協議を重ねて決定いたしました。

かかる発行価額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(平成22年4月1日付)に準拠しており、会社法第199条第3項の特に有利な金額には該当しないものと判断しております。

また、上記取締役会に出席した監査役のうち、利害関係を有していない監査役2名からも、上記と同様の理由により、上記発行価額が会社法第199条第3項の割当予定先に特に有利な金額に該当しない旨の意見を得ております。

なお、本第三者割当に係る取締役会決議に際し、利益相反の疑いを回避する観点から、当社の取締役全10名、監査役全3名のうち、割当予定先である中島董商店の取締役を兼務している監査役1名からは、上記の意見を取得しておらず、また、当該監査役は本第三者割当に関する議案の審議には参加していません。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当により増加する株式数は200,000株(議決権数2,000個)であり、発行済株式総数8,092,000株の2.47%(平成30年5月31日現在の議決権総数80,671個に対する割合は2.48%)であり、これにより一定の希薄化が生じることとなります。しかしながら、希薄化の割合は、株式会社東京証券取引所の定める上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認が必要となる基準である議決権比率25%の1割未満の比率であり、本第三者割当により、今後の成長基盤の確立と企業価値の向上に資するものとして、発行数量及び希薄化の規模において、合理性があるものと考えております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合	割当後の所有 株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
キューピー株式会社	東京都渋谷区渋谷1-4-13	3,687	45.71%	3,687	44.60%
株式会社中島董商店	東京都渋谷区渋谷1-4-13	714	8.85%	914	11.06%
アラハタ持株会	広島県竹原市忠海中町1-1-25	284	3.52%	284	3.44%
株式会社ユー商会	東京都渋谷区渋谷1-4-13	200	2.48%	200	2.42%
廿日出 多真夫	神奈川県川崎市高津区	140	1.74%	140	1.69%
東洋製罐グループホールディングス株式会社	東京都品川区東五反田2-18-1	106	1.31%	106	1.28%
廿日出 郁夫	広島県竹原市	83	1.03%	83	1.01%
株式会社広島銀行	広島県広島市中区紙屋町1-3-8	44	0.55%	44	0.53%
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台3-9	35	0.43%	35	0.42%
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1-4-1	35	0.43%	35	0.42%
計	-	5,329	66.06%	5,529	66.88%

(注) 1 平成30年5月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成30年5月31日現在の総議決権数(80,671個)に本第三者割当により割り当てられる議決権数(2,000個)を加えた数を分母として算出し、小数点以下第三位を四捨五入しております。

3 今回の割当予定先以外の株主(新株式発行前からの株主)の議決権数に対する所有議決権数の割合については、平成30年5月31日より保有株式数に変更がないとの前提で計算したものであります。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1．事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第69期）及び四半期報告書（第70期第3四半期）（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成30年10月17日）までの間に生じた変更はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成30年10月17日）現在においても変更の必要はないものと判断しております。

2．臨時報告書の提出について

当社は、後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第69期）提出日（平成30年2月26日）以降、本有価証券届出書提出日（平成30年10月17日）までの間において、以下の臨時報告書を中国財務局長に提出しております。

（平成30年3月1日提出の臨時報告書）

1 [提出理由]

平成30年2月23日開催の当社第69回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 [報告内容]

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成30年2月23日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

1．期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき9円 配当総額72,705,447円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年2月26日

2．その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 430,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 430,000,000円

第2号議案 取締役10名選任の件

取締役として、野澤栄一、山本範雄、矢萩直秀、竹内正俊、高木純理、沖野光彦、角川晴彦、石野洋子、田中幸俊および鈴木勝義を選任する。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役として、清水正史を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案	62,917	59	-	（注）1	可決 94.35
第2号議案				（注）2	
野澤 栄一	62,795	182	-		可決 94.17
山本 範雄	62,814	163	-		可決 94.20
矢萩 直秀	62,814	163	-		可決 94.20
竹内 正俊	62,815	162	-		可決 94.20
高木 純理	62,814	163	-		可決 94.20
沖野 光彦	62,814	163	-		可決 94.20
角川 晴彦	62,796	181	-		可決 94.17
石野 洋子	62,782	195	-		可決 94.15
田中 幸俊	62,806	171	-		可決 94.18
鈴木 勝義	62,804	173	-		可決 94.18
第3号議案				（注）2	
清水 正史	62,862	115	-		可決 94.27

（注）1．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以 上

（平成30年7月20日提出の臨時報告書）

1 [提出理由]

当社は、平成30年7月20日開催の取締役会において、当社の完全子会社である東北アラハタ株式会社との間で、平成30年10月1日を効力発生日（予定）として、当社を吸収合併存続会社とし、東北アラハタ株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うことを決議し、同日付で合併契約書を締結したこと、及び、これにより特定子会社の異動が生ずることになったことから、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び同第19条第2項第7号の3の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 [報告内容]

1 . 特定子会社の異動に関する事項

(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 3 号に基づく報告)

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金の額及び事業の内容

名称 : 東北アラハタ株式会社
 住所 : 山形県北村山郡大石田町大字鷹ノ巣484番地の 1
 代表者の氏名: 代表取締役社長 鳥越 豊
 資本金 : 20百万円
 事業の内容 : 調理食品類、フルーツ加工品の製造・販売

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数
 異動前: 400個
 異動後: - 個 (吸収合併により消滅)
 総株主等の議決権に対する割合
 異動前: 100.0%
 異動後: - % (吸収合併により消滅)

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由 : 当社が、当社の特定子会社である東北アラハタ株式会社を吸収合併することにより、
 同社が消滅するためであります。

異動の年月日: 平成30年10月 1 日 (予定)

2 . 吸収合併に関する事項

(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 7 号の 3 に基づく報告)

(1) 当該吸収合併の相手会社についての事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

a . 商号 : 東北アラハタ株式会社
 b . 本店の所在地: 山形県北村山郡大石田町大字鷹ノ巣484番地の 1
 c . 代表者の氏名: 代表取締役社長 鳥越 豊
 d . 資本金の額 : 20百万円
 e . 純資産の額 : 87百万円
 f . 総資産の額 : 1,490百万円
 g . 事業の内容 : 調理食品類、フルーツ加工品の製造・販売

最近 3 年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

(単位: 百万円)

	平成27年 9 月期	平成28年 9 月期	平成29年 9 月期
売上高	3,942	4,154	4,434
営業利益又は営業損失 ()	133	6	62
経常利益又は経常損失 ()	139	0	54
当期純利益又は当期純損失 ()	322	0	101

大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

大株主の名称	アヲハタ株式会社
発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合	100%

当社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	当社は東北アヲハタ株式会社の発行済株式を100%保有しております。
人的関係	当社代表取締役2名が、いずれも相手会社の取締役を兼任しており、当社取締役1名が相手会社の監査役を兼任しております。
取引関係	当社との間で営業上の取引、設備の貸与、当社からの貸付等の関係があります。

(2) 当該吸収合併の目的

当社が掲げる「フルーツのアヲハタ」を実現するために、東北アヲハタ株式会社を当社山形工場として再編することで経営のシンプル化を図り、意思決定を早めてまいります。本合併後は、山形工場にフルーツプレパレーションの生産ラインを新設し、産業用加工品類の重要な生産拠点といたします。

(3) 当該吸収合併の方法、吸収合併に係る割当ての内容その他の吸収合併契約の内容

吸収合併の方法

当社を存続会社とする吸収合併方式とし、東北アヲハタ株式会社は解散します。なお、本合併は、当社においては会社法第796条第2項に定める簡易合併であり、東北アヲハタ株式会社においては会社法第784条第1項に定める略式合併であるため、いずれも合併契約の承認に関する株主総会の決議を経ることなく行います。

吸収合併に係る割当ての内容

当社は東北アヲハタ株式会社の発行済株式の全てを所有していますので、本合併に際し株式その他の対価の交付は行いません。

その他の吸収合併契約の内容

当社及び東北アヲハタ株式会社が平成30年7月20日に締結した合併契約書の内容は、(6)「合併契約書」をご参照ください。

(4) 吸収合併に係る割当ての内容の算定根拠

該当事項はありません。

(5) 当該吸収合併の後の吸収合併存続会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号 : アヲハタ株式会社
 本店の所在地 : 広島県竹原市忠海中町一丁目1番25号
 代表者の氏名 : 代表取締役社長 野澤 栄一
 資本金の額 : 644百万円
 純資産の額 : 現時点では確定していません。
 総資産の額 : 現時点では確定していません。
 事業の内容 : 農畜水産缶詰の製造販売

(6) 合併契約書

合併契約書の内容は次のとおりであります。

合併契約書（写）

アヲハタ株式会社（以下「甲」という）と東北アヲハタ株式会社（以下「乙」という）とは、合併することに合意し、次のとおり合併契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（合併の方式）

1. 甲および乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併し、甲が乙の権利義務の全部を承継する（以下「本合併」という）。
2. 甲および乙の商号および住所は、それぞれ次のとおりである。
 - (1) 吸収合併存続会社
甲：（商号）アヲハタ株式会社
（住所）広島県竹原市忠海中町一丁目1番25号
 - (2) 吸収合併消滅会社
乙：（商号）東北アヲハタ株式会社
（住所）山形県北村山郡大石田町大字鷹ノ巣484番地の1

第2条（合併に際して交付する金銭等）

甲は、乙の発行済株式の全てを所有しているため、本合併に際して、乙の株主に対してその有する株式等に代わる金銭等を交付しない。

第3条（合併に際して増加する資本金および準備金の額）

甲は、本合併に際して、資本金および準備金の額は変動しない。

第4条（合併契約の承認）

甲は、会社法796条第2項に定める簡易合併の方法により、乙は、会社法第784条第1項に定める略式合併の方法により、いずれも株主総会における合併契約の承認決議を経ずに本合併を行う。

第5条（合併の効力発生日）

本合併の効力発生日は、平成30年10月1日とする。ただし、合併手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲および乙は協議のうえ合意によりこれを変更することができる。

第6条（会社財産の承継）

甲は、効力発生日において、効力発生日現在の乙の資産および負債並びにその他の権利義務の一切を承継するものとする。

第7条（会社財産の管理等）

甲および乙は、本契約締結後、本合併の効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってその業務の執行および財産の管理、運営を行い、その財産および権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲および乙が協議し合意のうえ、これを行う。

第8条（従業員の処遇）

甲は、本合併の効力発生日において、乙の従業員を引き継ぐものとし、従業員に関する取扱いについては、別に甲および乙が協議する。

第9条（合併条件の変更および本契約の解除）

本契約締結の日から本合併の効力発生日までの間において、天災地変その他のやむを得ない事由により、甲または乙の資産もしくは経営状況に重要な変動を生じたときは、甲および乙で協議し合意により、本契約の条件を変更し、または本契約を解除することができる。

第10条（解除条件）

本契約は、法令に定める関係官庁等の承認が得られないときは、その効力を失う。

第11条（本契約に定めのない事項）

本契約書に定める事項のほか、本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲および乙が協議のうえ定める。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲および乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成30年7月20日

甲 広島県竹原市忠海中町一丁目1番25号
アラハタ株式会社
代表取締役社長 野澤 栄一

乙 山形県北村山郡大石田町大字鷹ノ巣484番地の1
東北アラハタ株式会社
代表取締役社長 鳥越 豊

以 上

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第69期)	自 平成28年12月1日 至 平成29年11月30日	平成30年2月26日 中国財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第70期第3四半期)	自 平成30年6月1日 至 平成30年8月31日	平成30年10月12日 中国財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成30年2月26日

アラハタ株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 福井 聡 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐久間 佳之 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアラハタ株式会社の平成28年12月1日から平成29年11月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アラハタ株式会社及び連結子会社の平成29年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、アラハタ株式会社の平成29年11月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、アラハタ株式会社が平成29年11月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年2月26日

アラハタ株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 福井 聡 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐久間 佳之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアラハタ株式会社の平成28年12月1日から平成29年11月30日までの第69期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アラハタ株式会社の平成29年11月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年10月12日

アヲハタ株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 福井 聡 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐久間 佳之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているアヲハタ株式会社の平成29年12月1日から平成30年11月30日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成30年6月1日から平成30年8月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成29年12月1日から平成30年8月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、アヲハタ株式会社及び連結子会社の平成30年8月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。